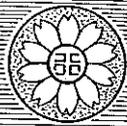


北海道の風景は旅する人々に
昔に変わぬ抒情を十分に味わ
せてくれる。



北海道行政書士会報

発行所
札幌市南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T 25-4073番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
T 8117151~3番

中野 敦雄(〃)
慶次郎(旭川)
太田 利明(釧路)
中島 寛(〃)

第五五号
報 もくじ

謹賀新年..... 2

新年挨拶..... 2
会長 渡辺慶吉

新年にのぞみ..... 2
企画部長 長谷川 寿延

会務報告..... 3

支部だより..... 4

欧州の窓..... 6
総務部長 犬飼竹治

業務資料..... 7

謹賀新年

清らかな新春を迎え
御繁栄を祈り上げます
昭和四十六年元旦

北海道行政書士会

- 札幌市南一条西五丁目
愛生館ビル4階
- 会長 渡辺 慶吉(札幌)
- 副会長 藤山 利夫(札幌)
- 常任理事 星 享克(札幌)
- 常任理事 榎波 弥一郎(十勝)
- 常任理事 大銅 竹治(札幌)
- 総務部長 長谷川 寿延(札幌)
- 常任理事 久保田 文雄(札幌)
- 常任理事 成沢 梅次郎(札幌)
- 常任理事 有馬 範治(札幌)
- 常任理事 成田 正幸(札幌)
- 常任理事 後藤 勲(空知)
- 常任理事 石川 常次郎(室蘭)
- 常任理事 森口 松太郎(札幌)
- 常任理事 佐々木 行雄(十勝)
- 常任理事 平賀 昌夫(札幌)
- 常任理事 伏見 勇(釧路)
- 常任理事 荒 慶次郎(旭川)
- 常任理事 関野 久吉(留萌)
- 常任理事 森谷 正八(空知)
- 常任理事 真貝 四郎(網走)
- 常任理事 黒島 宇吉郎(函館)
- 常任理事 西井 正信(旭川)
- 常任理事 細川 二郎(旭川)
- 常任理事 田村 英夫(函館)

明けまして

おめでとございませす

会長 渡辺 慶吉

躍進の年を迎え会員皆様のご健闘を祝福申し上げます。昨年行政書士法制定二十周年記念式典を盛大に挙行し会員のみさんと共に立派に成人した喜びを共にし祝福と、併せて我等の業務の重要性を深く自覚したものであります。本年はその自覚のもと一段と研鑽を重ね行政書士の関係法律と附随する技術に精進すべく努力する年であろうと思っております。何卒会員のみさん必要なる法律の解明と技術を身につけるためそれ等の研修、講習を開催し、ベテラン書士となることを希望して止みません。

更に近年クローズ・アップされている交通事故の処理のみでも事故死全国一位の本道にとって行政書士が迅速に処理出来得るようになすべきであります。尚自動車保険士(仮称)の誕生のきざしも見え始めつつあるがその阻止のためにも事故処理業務は特に勉強が必要であろうと考えます。勇躍突進の亥の年、成人した本会は自力を以って成長しなければならぬ年だと思つづく味わっています。

会員ご一同のご健康と一層のご発展を祈念して新年のご挨拶と致します。

新年にのぞみ

企画部長 長谷川 寿延

新年おめでとうございませす。いろいろの意味で騒がれた七〇年も終つたり、一九七一年の新年を迎え、

いよいよ行政書士も二十一年目に入ったわけで、軍国主義たけなわの時代であれば徴兵検査という一つのけじめの年に当り、自他共に一人前の人間として認められる年でありませす。

昨年二十周年記念式典にあたり、各人が新たな決意を燃やされた事が数多くありませす。

社会的に広く行政書士業務を認識させ、我々自身も大いに研鑽して飛躍しなければならぬと思ひます。本年も昨年に引き続き本会にとつては慌ただしい一年になりませす。

日行連総会が本道に於いて開催されることが決定し、そのために特別準備委員が結成され、真の本道会員の実態を披露すると共に、北海道を紹介する一つの機会となる訳で、本会としも初の経験で遺漏のない様慎重を期しております。

又昨年来行政書士業務として新しくクローズ・アップされた業務に自賠責保険があります。

この業務については、組織的に活動しない限り、中途半端に終る事も考えられますので、本会においては自動車保険専門部会を新設して研修指導に取り組みたいと企画致しておりますが、昨年も教支部に於いて研修会が開催され大きな成果を挙げている様ですので、本会においてはテキストも充实用意しておりますし、又要請されれば講師の派遣にも応じておりますので、特に未開催の支部に於いては、会員の意向を固めて是非研修会を実施されます様切望致します。尚、既に実施された支部におかれましては、より高度のものへと数回繰り返えさせますことにより、一層の効果が期待できるものと存じます。

行政書士法改正も真近かにうかがえられる昨今、我々の資質の向上は勿論ですが、業として行なう以上利潤の追及なくして安定した生活は考えられませせん。カネになる商売といえは野卑に響くかも知れませせんが、

結局は我々の努力によって取入面にも安定したものが得られるに違いないと確信致します。

本会の企画も山積しておりますが、会員諸先生の温かい御理解と、強力な御支援により、実行したいものと念じております。

会務報告

第五回理事会・支部長会

日時 昭和45年11月29日 午後1時~3時
ところ 札幌市定山溪 パレスホテル
出席者 理事 側
渡辺会長、藤山、星……副会長
大銅、久保田、長谷川、成沢、成田、後藤、石川、森口、平賀、伏見(代細木)、荒、関野、真貝、黒島、細井
監事……西川、田村

○総務部提案
1号 記念式典概要報告
大銅総務部長より報告あり
2号 昭和46年度日行連総会の北海道で開催の件
北海道で開催することに決定されているので、特別委員会を作つて準備をすすめること。
ところ 虹田郡洞爺で開催することに内定。
○企画部提案
1号 20周年記念式典収支決算報告監事の監査を受ける方が望ましい。総会までに監査すること。
2号 昭和45年10月末収支報告

3号 昭和45年10月特別会計収支報告
4号 会費及び会費納入に関する規定
46年度より会費値上げの提案
慎重審議の結果、値上げは止むを得ないとしてもその幅について論議し50%値上げは妥当なところだとの結論を得た。
本会に500円
支部交付金200円
日行連負担金50円
計 700円の会費にして4月1日より実施すること。

5号 入会金に関する規定
現在00円を10,000円とする。
6号 弔慰規定
7号 役員及び職員の旅費手当等の支給内規
8号 財政調整基金の設定管理及び処分に関する規程
以上3件は内規であるので会則改正の認可なしで実施出来る。
9号 昭和46年度予算案は審議未了 以上

次いで引続き支部長会

出席者 渡辺会長、藤山、星副会長
森口、黒島、細井、今村、荒、中沢、佐藤、灰原、村瀬、尾越(代細木)
議事に先だち支部長会の性格について話し合い今後支部長の運営を次の通りすることに決定。
会則によつて議長、副議長を選定しておくこと。
議長が招集する場合と会長が招集する場合があるが原則として議長が招集するのが正しい。

○支部長会の議長……森口札幌支部長
支部長会の副議長……村瀬十勝支部長と決定
森口議長
本日の議案は支部長会の意見をきいて理事会に附議するのが順当でなかつたか……の意見を述べ議事を進めた。
藤山副会長より理事会の状況報告
議長……今の報告により支部長会として独自の審議を望む。

○審議内容
1、会費の値上げは市、町村との区別ではどうか。
行政書士の質の向上と業務の発展から当然である。
慎重審議の結果値上幅は理事会で決定された線に落着く。
2、入会金を安くして多く入会させてはどうか。
資格をとつても入会しないものがあるので入会金を高くして少数精鋭主義で進めた方がよい。
非行政書士の取締りを厳にして会の発展を期せられたい等の意見あり。 以上

○日行連常任理事会

日時 昭和45年12月9日~10日
場所 東京都文京区本駒込五丁目
日行連事務局
出席者 橋本会長、種本、渡辺、佐野……副会長
藤山、青木、大倉、三原、鈴木、伊藤、原、植村、井上
オブザーバー 小松(静岡)、毛利(富)

山、勅使河原(郡馬)

事務局 2人

- 一、審議事項
 - 1、日行連臨時總會開催要求の件
 - 2、日行連会費滞納整理の件
 - 3、支部長会議開催要求の件
 - 4、自動車保険士法案に関する件
 - 5、法改正の件
 - 6、関東支部会費不納の件
 - 7、法改正陳情の件

○日行連理事會

一、日時 昭和45年11月26日 正後
二、ところ 名古屋市中区三の九一丁目七番二号
桜花会館

- 一、審議事項
 - 1、報告
 - 2、法改正運動経過並びに修正案
臨時總會招集要求について
北海道会、関東支部、九州支部よりそれぞれ請求の要点説明。
 - 3、日行連会費不納通知について
処理方法を常任理事に一任
 - 4、日行連を退会した単会の処置について之れも常任理事に一任
 - 5、日行連会費納入要請方法
 - 6、自動車保険士等法制化反対運動について
 - 7、日行連副会長である種本次左先生の叙勲について
 - 8、全国支部長会議開催の可否について
 - 9、昭和46年度定時總會の場所について
北海道で開催することに決定

- 10、会議出席旅費一時立替方承認のお願い
- 11、法改正の取組め方は常任理事會に一任以上

支部だより

◎1、札幌支部研修會

日時 昭和45年10月17日 午後1時
ところ 札幌市南3条西5丁目 三川屋会館
課題 自動車損害賠償責任保険の手續
講師 札幌自動車損害賠償責任保険
査定事務所長 石井景実氏
出席者 57名

◎2、札幌支部研修會

日時 昭和45年10月31日 午後1時
ところ 札幌市南3条西5丁目 三川屋会館
課題 建設業登録申請及び変更申請手續
講師 石狩支庁拓殖課主事 武蔵外征氏
出席者 71名

◎3、札幌支部研修會

日時 昭和45年11月14日 午後1時
ところ 札幌市南3条西5丁目 三川屋会館
課題 相続税、贈与税、譲渡税、所得税青色申告
講師 中税務署 課長補佐 菊地肇氏
出席者 50名

◎十勝支部研修會

日時 昭和45年9月22日 午後1時~6時
ところ 帯広市西5条南8丁目 労働会館
講師 北海道行政書士会函館支部長
黒島宇吉郎先生
出席者 44名
課題 自動車保険について

◎釧路支部定例役員會

日時 昭和45年10月8日 午後6時55分
ところ 釧路市浦見町2丁目 伏見顧問宅
出席者 顧問(本会理事) 伏見 勇
支部長 尾越 勝典
副支部長 大沢 清
同 新藤 直
常任理事(本会代議員) 細木 貞治
理事(本会代議員) 森谷 嘉一郎
同 八巻 政国
同 前田 紀久男
同 中島 寛
監事 中島 寛

議事

尾越支部長の挨拶

本年は行政書士法制定20周年にあたり10月25日札幌市に於いて記念式典が行なわれることになっており、役員諸君も出席されたい。

- 一、報告事項
- (一) 會計
- (二) 会員移動
- (三) 二十周年記念表彰者決定
- (四) 購入物品

- (四) 支部会報
- (五) 「福祉年金」の制定発足
- 二、協議事項
 - (一) 二十周年記念受賞者に旅費支給について
 - (二) 業務分担の変更
 - (三) 福祉年金についての確認事項

◎4、札幌支部研修會

日時 昭和45年12月5日 午後1時
ところ 札幌市南3条西5丁目 三川屋会館
課題 自動車損害賠償責任保険の手續
講師 第一火災海上保険相互会社札幌支店
自動車保険査定事務所
査定主査 田 中 典 之

◎旭川支部研修會

日時 昭和45年11月22日 午前9時~午後5時
ところ 旭川市宮下通8丁目 アサヒビル6階
研修議題 自動車損害賠償法の適用について
講師 旭川市自動車損害賠償査定事務所長

旭川市自動車損害賠償査定事務所長
田 村 和 男 先生
旭川地方裁判所判事
上 野 茂 先生
出席者 45名

研修内容概要
事故発生より事件送致(検察庁)まで自賠法による事故発生より事故終了まで取扱いべき事例、判例等。

◎網走支部講習會

一、日時 11月15日 午後0時30分
一、ところ 北見市八条一丁目 むつみ会館
一、研修科目

- 1、交通事故発生状況
 - 2、交通事故と示談
 - 3、交通事故証明について
- 以上に就いて道警北見方面本部交通課
太 田 警 部
自賠責保険について 黒島宇吉郎先生

十勝支部、

法20周年記念式典

一、日時 昭和45年11月14日 午後1時
一、ところ 帯広市西3条南11丁目2
日本橋食堂

一、来賓

十勝支庁総務課 代理
帯広市長 代理 木下 武氏
本会々長 渡 辺 慶 吉氏
元支部長 喜 多 章 明氏
前支部長 佐々木 行 雄氏
司法最士会 竹 川 武 夫氏
十勝支部長 田 中 重 顕氏
調査士十勝支部長 田 中 重 顕氏
社務士十勝支部長 佐々木 行 雄氏
釧路司法書士会 佐々木 行 雄氏

一、式順

1、開会の辞 福 原 英 雄



- 2、大会委員長挨拶 田 中 喜 吉
- 3、支部長挨拶 村 瀬 茂
- 4、来賓祝辞 渡 辺 会 長
元支部長 喜 多 章 明
前支部長 佐々木 行 雄
- 5、表彰状交付
- 6、功労者感謝状
- 7、祝 電、町村知事外 15通



欧州の窓 (其の九)

総務部長 犬飼竹治

ロンドンの交通に思う

霧の都として世界三大都市の一つであるイギリスの首都ロンドンに旅行したのは、昭和四十三年六月下旬で、同月二十六日午前九時ペリーの飛行場を飛だつて一時間程にしてロンドン空港に着いた。そこから自動車で四十数分にして市の中央部に無事到達できた。ロンドンには北緯本と同じような地理的位置にありながら、メキシコ暖流のおかげで気候温暖で六月の最高気温は二十度、年中でも最も暑い七月で二十二度くらいとなるが、困る程の暑さにはならない。市街はテムズ川口から六〇キロ程上流の両岸に形成された都市で海とは運河で通じイギリスの大海洋であり、気温は年間を通じて涼しく気温の差が少なく最も寒い一月で二度くらいになる。

人口は三百五十万くらい。大ロンドンといわれる隣接の都市を加えると八百万を超える大都市圏で世界的な貿易港であり、海陸交通の要所となっている。

ロンドン一帯の地下は粘土質のため何十階と高い建築物は不適当で、新しくできた市街でもそれら高層建築物を見ることができない。市街の大部分は欧州の外の国々のそれと同じように数百年以前の建物が多く建物自体は近代ではないし、町の道幅も狭く道路は碁盤の目のようではなく、小広場等を中心とした放射状に出来ている。これら建物は四五階の同じような家屋がはてしもなく続き各家屋には同じ高さの煙筒が林立しているが、煙は殆んど出してない。かつてはスモ

ックのため自動車の交通ができなくなるばかりでなく、煤煙による公害がひどかったが今は改善されてそのようなことはなくなったという。

欧州の外の国々をまわってロンドンに入って見ると、日本のどこかに来たような錯覚をおぼえるのである。イギリスは欧州ではただ一つの日本と同じ交通の仕方であるからである。それに市民もゆったりとしており、日本人には感情もよく近親感をおぼえる。ただ黒人をよく見かけるし、山高帽を冠った紳士がモーリを腕にかけ歩いているのがよく目につくが驟雨が時々やってくるのでその紳士達は少しくらいではそのモーリを開かない。このモーリは細巻き程上等とされ、そのモーリを巻く商売がいて細く巻く程高くなるというのである。

次に目につくのは足の悪い人で、杖を用い不自由に歩いている人が以外に多い。イギリスでは日照時間が少ないから人の健康に影響しているわけで、常に日光に浴することは非常に大切になっているわけがよくわかるのである。バスの屋根も硝子でできていて、天気の日には車の中でも日あたることができるように工夫してあり、それに勤め人等は天気の日には仕事を休んで、日なたほっこりするならわしになっている。

さて交通の問題ですが、ロンドンでは鉄道が十数本各方面に伸び、殊に地下鉄は深いことでは世界一であり、その路線延長は東京より百キロ増の四百キロくらい。しかし乗客は東京の方がはるかに多くなっている。それは定員乗車の問題があつて、イギリスでは電車でもバスでも定額座席があつてこれが定員だつて

守られるが、電車の場合一箱で座席外は五名迄車掌が認め得るようになっていたのが限度であり、外国人が東京の混雑振りを見て驚くのもよくわかる気がするわけである。

自動車はこの国でも多くなつてきておりイギリスでは四人に一台くらいだろうか、若千四百万台程で、交通事故は年々減少していることに注目していただきたいのである。当時の交通事故統計は

一九六五年	二九一、二二九件
一九六六年	二九一、七二五件
一九六七年	二七六、九四二件

六九年にはそれを更に下回つていたことが発表されており、昨年度の統計は未発表だがおそらく増加することはないと見られている。オランダなども年々少なくなつてきているし、特にイギリスは四面海で日本とはよく似ている。それで日本でも事故を少なくすることができるとあるが、そのためにはイギリスに学ぶところが多く、例えばイギリスでは歩行者王者の感があり、歩行者に対しては絶対に無理な運転はしない。運転者に気の毒な程でこの国でも無法の歩行者があるのだが、歩行者に無理があつても車の方では危害を加えないようによく配慮しているのがわかるのである。これはその国の慣習と人の生命により重きをおくことであり、一人の生命は日本円で一億が普通とされている。だから万一の場合運転者はその大きな責任を負わねばならないことになるし、人命の尊重ということについては深く認識しそれを運転の上に現わしているであろう。

日本の運転者も心がまえを基本的に考えなおす必要があるであろう。無免許で、お酒をのんで、スピードを一杯出して衝突して、人を殺して、これらからまた派生して責任を感じ、または生活苦などから親子心中とか自ら生命を絶つものも次々にでておるようになり、交通事故は大へんおそろしいことをよく認識し、無免許運転、飲酒運転、スピード違反運転の三つをなくそうではないか。そうすれば事故は半分以下になるであろう。運転者諸兄弟の奮起を望んでやまない。

に伴う転居のためにした旅行についての超過支給額

退者所得(ただし、所得税法第九条第一項第二〇号の規定により、当該遺族には所得税は課せられません。)

(非勤役員等の出勤のための費用)

給与所得を有する者で、常には出勤を要しない会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与などに対し、その勤務する場所に出動するために行なう旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給される金品のうちその出勤のために直接必要であると認められる部分に限っては、一般給与所得者についての通常の旅費に準ずるものとして取扱つて結構です。

(制服に博する事務服、作業服など)

所得税法施行令第二一条第二号及び第三号により、職務の性質上制服を着用すべき者に支給又は貸与される制限その他の身用品にかかる利益は非課税とされていますが、もっぱら勤務場所のみにおいて着用する事務服、作業服なども制服に準じて取扱つて差支えありません。

(職務の遂行上止むを得ない必要に基づき貸与をうける家屋などの具体的範囲)

所得税法施行令第二一条第四号により「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべき者がその指定する場所に居住するために家屋の貸付を受けることによる利益」は非課税とされていますが、この場合の貸付を受ける家屋には、次

業務資料

一 企画部

昭和四十五年七月一日付で、所得税に関する取扱通達を全面的改正又は廃止され、新たに所得税法基本通達が制定されて、これが同年九月一日から施行されております。

この改正所得税基本通達には、日常の給与計算及び源泉徴収事務にあたって、是非知っておく必要のある通達を選んで掲載して見ましたので御参考にしていただきたい。

一、給与等にかかる課税所得と非課税所得の区分について

(非課税とされる旅費の範囲)

所得税法第九条第一項第四号は「給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合、又は就職もしくは退職をした者、もしくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のため旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの」には所得税を課さないとして

ますが、その際非課税とされる金品は、その旅行者に対して勤務先からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務の内容および地位な

どからみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられる範囲のものに限ります。

なお、通常必要と認められる範囲の金品に該当するかどうかを判定する場合には、次のような事項を勘案して行ないます。

- (1) その支給額が、役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されているかどうか。
- (2) その支給額が、同業種、同規模の他の企業が一般に支給している金額に比べて相当と認められるものかどうか。

(非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得の区分)

前記の、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額をこえて支給されたと判定される金品の額については、その超える部分の金額の生じた旅行の区分に応じて、それぞれ次に掲げる所得の収入とします。

- (1) 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するためにした旅行についての超過支給額

給与所得

給与所得を有する者が転任に伴う転居のためにした旅行についての超過支給額

給与所得

就職をした者がその就職に伴う転居のためにした旅行についての超過支給額

雑所得

退職をした者がその退職に伴う転居のためにした旅行についての超過支給額

退職所得

死亡による退した者の遺族がその死亡による退職

に掲げる様なものが該当します。

(1) 船舶乗組員に対し提供した船室

(2) 常時交替制により昼夜作業を連続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供した家屋又は部屋。

(3) 通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護婦、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供した家屋又は部屋。

(4) 次に掲げる家屋又は部屋。

(イ) 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住込の使用人に対し提供した部屋。

(ロ) 季節的労働に従事する期間その勤務場所に居住する使用人に対し提供した部屋。

(ハ) 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場等その他の付属設備を含む）に勤務する使用人に対し提供した家屋又は部屋。

(ニ) 紡績工場の工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内又は之に隣接する場所に設置されているものの部屋。

(使用人等に学資金等として支給される金品)

使用者から役員又は使用人に対して、これらの者の修学のため又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品は、原則としてその役員又は使用人に対する給与等として取扱われ、課税されません。

(使用人等に対し技術等を習得させるために支給する金品)

使用者が自己の業務の遂行上の必要に基づき、役員又は使用人にそれぞれの職務に直接必要な技術や知識を習得させるために、又必要な免許や資格を取得させるための研修会や講習会の出席費用とか大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、それがこれらの費用として適正なものである限りにおいて、給与等として課税対象としないで結構です。

(以下次号)

